



HP

親子交流支援で  
守っていただくルール

## 支援の流れ

### ①事前面談のお申込み

当センターHPのお問い合わせフォームよりお申込みください。支援の条件(※)を満たしている場合、事前面談の日程を調整いたします。

### ②事前面談

お父さんお母さんそれぞれと個別に面談を行います。また、当センターをご利用いただくためのルールについてもご説明し、同意していただく必要があります。事前面談終了後、当センターでの協議の結果、利用をお断りする場合もございます。

面談場所：福岡市NPO・ボランティアセンター  
「あすみん」または  
福岡市立中央児童館「あいくる」

### ③支援のお申込み

支援することが決まりましたら正式にお申込みいただきます。

### ④支援の開始

受け渡し型をご希望の場合でも、初回は「あいくる」での付き添い型をご利用いただきます。初回の交流に問題がなければ、次回より受け渡し型のご利用が可能となります。

### ⑤更新

1年ごとに支援を続けるかどうかをご確認します。支援継続をご希望の場合は更新しますが、更新は2回を限度とし、最終的にはご自分たちで交流していくことを目指していただきます。

#### ※ 当センターを利用する条件

- ・父母が共に親子交流の支援を受けることについて同意していること
- ・公正証書、調停調書、審判書、その他書面による親子交流の合意書があること
- ・『親子交流支援で守っていただくルール』を遵守すること。  
(ルールの内容は、上記QRコードからご確認ください)

しんぐるサポートセンター福岡ではひとり親家庭のみなさまを支援するため、主に以下の事業を行っています。

- ・親子（面会）交流支援
- ・離婚相談、生活相談
- ・ひとり親家庭の手続案内
- ・離婚後のライフプラン
- ・ひとり親家庭の学習支援
- ・副業支援
- ・ひとり親のキャリアアップ支援

私たちの活動に賛同してくださる賛助会員を募集しております。

(個人) 年会費： 1,000円～ 入会金： 1,000円  
(団体) 年会費： 10,000円～ 入会金： 10,000円

口座：西日本シティ銀行 千早支店 普通 3464060  
NPO法人しんぐるサポートセンター福岡

## アクセス

親子交流会場：あいくる・あすみん  
事前面談会場：あすみん



## NPO法人 しんぐるサポートセンター福岡

TEL 092-409-0425

FAX 092-409-0426

E-mail info@singlesupport.org

URL <https://singlesupport.org>

## ひとり親家庭支援

## 親子交流支援事業



NPO法人  
しんぐるサポートセンター福岡

# 親子(面会)交流支援の種類と費用

## 付き添い型（受け渡し・連絡調整を含む）

別居親と子どもが会うことに同居親が不安を抱いている場合や、別居親が子どもとの遊び方や過ごし方に不安がある場合にスタッフが付き添って親子交流を行います。父母が顔を合わせず支援が受けられます。

日時：土日祝 10:00～ または 13:30～

費用：1回につき1時間

（父母あわせて10,000円）

1回につき1時間半

（父母あわせて15,000円）

場所：福岡市立中央児童館「あいくる」

## 受け渡し型（連絡調整を含む）



親子交流の際に別居親に子どもを託すことはできるけれど、父母が顔を合わせたくない場合などに子どもの受け渡し支援を行います。付き添い型を経て、父母からのご希望があった場合に利用することができます。父母が顔を合わせず支援が受けられます。

親子交流には同行しません。

日時：土日祝 10:00～17:00の間（最大4時間）

費用：2時間まで（父母あわせて6,000円）

2～4時間（父母あわせて10,000円）

受渡場所：福岡市NPO・ボランティアセンター  
「あすみん」



## 連絡調整型

父母が直接連絡を取ることがむずかしい場合にスタッフが日程調整を行います。

親子交流には同行しません。

費用：日程調整1回につき3,000円

（LINEやメール、電話を使っての日程調整となります。）

## 事前面談

ご両親それぞれと個別に面談を行います。これまでの経緯やご事情、ご希望を丁寧に伺います。また、当センターのルールについてもご説明し、同意していただく必要があります。同居親との面談の際には、できればお子さんにも来ていただき、お話をしたり、スタッフと遊んで交流時に不安がないかの確認をします。

日時：土日祝 10:00～17:00の間(60～90分)

費用：父母それぞれ5,000円

場所：福岡市NPO・ボランティアセンター  
「あすみん」

## Q & A

Q：親子交流って何ですか？

A：別々に暮らしているお父さん・お母さんと子どもが時々会って一緒に遊んだり話したり、時には宿泊して時間を過ごすことです。

Q：親子交流はなぜ必要ですか？

A：子どもにとって両親はいずれもかけがえのない存在です。また、両方の親から愛されないと感じることは心の安定につながります。ただし、交流が子どもに不安やストレスを与える場合は、無理に行なうことがかえって有害になることもあります。

Q：どうやって親子交流を行えばよいですか？

A：まずは子どもの気持ちに配慮しながら、お父さんとお母さんが話し合って交流の方法を取り決めましょう。

Q：親子交流について書面で取り決めがありますが実施が難しいです。どうすれば？

A：父母間にわだかまりがある場合は、当NPO法人のように、子ども中心の親子交流を支援する機関・団体があります。ぜひご検討ください。

## 基本理念

私たち「NPO法人しんぐるサポートセンター福岡」は、親子交流が難しい状況にあるご家庭に対して、第三者機関として親子交流支援を行っています。子どもの気持ちを最優先に、安心・安全な親子交流の場を提供することを目指しています。離婚後も、父母それぞれから愛され見守られて育つ子どもの権利を守るため、日々活動しています。

当センターは法務省の参考指針を遵守しています



安心してご利用ください！



法務省HP

## 基本的なルール

- ①同居親を含めての親子交流はできません。
- ②同居親が同意している場合を除き、交流時に子どもにプレゼントを渡すのはご遠慮ください。
- ③同居親の同意がある場合は交流時に写真や動画を取ることは可能ですが、SNS等で公表することはお控えください。
- ④日程調整は子ども中心に行います。子どもが交流を望まない場合は交流することができません。子どもの気持ちに寄り添い交流できることを目指します。
- ⑤次のことが発生した場合は援助を中止します。
  - ・人や物に対する暴力・暴言・威圧
  - ・子どもの連れ去りまたは連れ去り計画